### 2025年度

## 税制改正大綱」の要点を

ととなりました。

ただし、

まえ、適用期限を2年延長するこ

面している中小企業の状況を踏

## 甲さえておこう

昨年12月27日、2025年度の税制改正大綱が閣議決定されました。 本稿では、法人税率の特例措置、経営強化税制の見直しなど、 企業に関連する重要ポイントを中心に大綱の要点を解説します。

税理士法人 山田&パートナーズ 税理士 吉村 優

という見直しがなされてい

・ます

(図表1)

見直し・延長

2025年度の税制改正では

(5)

食品等事業者がワンストッ

れたともいえますが、

小企業にお

いては、  $0 \\ 0$ 

制度が拡充さ 従来の制度

売上高,

1

億円超を目指す

は対象外となる

中小企業経営強化税制の

て

グループ通算制度の適用を受け %に引き上げる 事業年度では、

所得金額が年10億円を超える いる法人を適用除外とする 軽減税率を17

4 する業態) の用に供する設備 証明等を行ない手数料を取得 号資産の計算処理、各取引の 025年3月31日で終了する 対象外となり、税制措置は2 暗号資産マイニング業(暗

の用に供した資産に適用)する 7年3月31日までの間に事業 みを構築する 適用期限を2年延長 (202

プで本制度を活用できる仕組

# 中小企業の法人税率の

ショックの際の経済対策として講 例が設けられています。 は19%)に低減する軽減税率の特 までの部分の税率を15% 場合には、 この特例は、 20%です。 人 税の税率 所得のうち800万円 当初はリーマン・ しかし中 は 原 則 小企業の (本則で とし

æ

標を見直す について、生産性の向上の指 生産性向上設備(A類型

1

収益力強化設備(B類型

2

は次のように改正、拡充する 投資計画における年平均の 投資利益率の見込みを5 から7%以上に引き上げる

今般、賃上げや物価高への対応に

じられた時限措置でした。

しかし

売上高100億円超を目指 う新たな拡充措置を講じる が税制の対象設備となるよ す中小企業に対して、 建物

デジタル化設備(C類型) (28%) 図表3 は

3

中小企業の法人税率の特例措置の延長

対象所得金額	区分		対象事業年度の 所得金額	2024/4/1~ 2025/3/31	2025/4/1~ 2027/3/31		2027/4/1~
年800万円以下	中小法人**1	下記 以外	年10億円以下 年10億円超	15%	改正前19%	改正後15% 改正後17%	19%
		適用除外事業者※2		19%			
	中小通算法人**3			15%		19%	
	上記以外の普通法人			23.20%			
年800万円超			23.20%				

- 期末資本金の額が1億円以下の普通法人のうち、大法人(資本金等が5億円以上の法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人以外の法人
- 前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人等
- ※3 グループ通算制度における大通算法人に該当しない法人等

講じるとともに、

適用要件等の見

しを行なったうえで適用期限を

業の設備投資を後押しする措置を 億円超を目指す成長意欲の高

小企業のなかでも売上高

1

0

い企

2025年度税制改正大綱を元に筆者が作成

企業実務 2025. 3

26

## 特例措置の延長

とおりです 制度改正の具体的な内容は、 (図表2)。

2年延長することとなりました。

改正された箇所

### 改正後の中小企業経営強化税制の内容 図表2

	生産性向上設備/A類型	収益力強化設備/B類型(従来) (収益力強化設備/B類型の拡充措置を除く)	経営資源集約化に資する設備/D類型					
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等(資本金額1億円以下の法人または協同組合等)*							
対象事業 (指定事業)	<ul><li>● 主に製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業等が対象</li><li>● 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業等の事業は対象外</li></ul>							
適用要件①	特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること							
適用要件②	① 経営強化法の認定 ② 生産効率等の指標は単位時間当たり 生産量、歩留まり率または投入コスト 削減率のいずれかにより、旧モデルと 比較して平均1年あたり1%以上改善 している設備	<ul><li>① 経営強化法の認定</li><li>② 投資利益率が年平均7%以上の 投資計画に係る設備</li></ul>	<ol> <li>経営強化法の認定</li> <li>修正ROAまたは有形固定資産回転率 が一定割合以上の投資計画に係る設備</li> </ol>					
対象設備	<ul> <li>機械および装置(160万円以上)</li> <li>測定工具、検査工具(30万円以上)</li> <li>器具備品(30万円以上)</li> <li>建物附属設備(60万円以上)</li> <li>ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>	<ul> <li>機械および装置(160万円以上)</li> <li>エ具(30万円以上)</li> <li>器具備品(30万円以上)</li> <li>建物附属設備(60万円以上)</li> <li>ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>	<ul> <li>機械および装置(160万円以上)</li> <li>エ具(30万円以上)</li> <li>器具備品(30万円以上)</li> <li>建物附属設備(60万円以上)</li> <li>ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>					
適用対象範囲	生産等設備を構成するものであること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、等 事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等、コインランドリー業の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に 委託するもの、暗号資産マイニング業の用に供する設備などは対象外							
確認者	工業会等	経済産業局						
税制措置	即時償却または取得価額×10%の税額控除(資本金3000万円超の中小企業者等の場合、即時償却または取得価額×7%の税額控除)							
適用期間	2027年3月31日まで							

※同一の大規模法人が発行済株式等の2分の1以上を所有している会社、2以上の大規模法人が発行済株式等の3分の2以上を所有している会社 適用事業年度前3年間の平均所得が15億円を超える法人を除く

改正された箇所

必要です。

の縮小が見込まれることに注意が

ついては対象となる設備の範囲

2025年度税制改正大綱を元に筆者が作成

中小企業投資促進税制の延長

業年度の法人税額から基礎控除額

税事業年度の課税標準は、

当該事

500万円を控除した残額とされ

昨今の経済状況を考慮し、

中小

ています。

# 方法は、

である法人が寄附活用事業に参加

ていることを踏まえ、 して利益を享受する等)

寄附活用事 が発生し 取り消される不適切事案

(寄附者

一方で、

地域再生計画の認定が

×4% — 税額控除 額 – 基礎控除額 (年500万円)] 防衛特別法人税 = [基準法人稅

とされ、

2026年4月1日以後

防衛特別法人税(仮称)が創設さ れます。 的に確保することを目的として、 化およびそれに伴う防衛費を安定 の悪化を鑑み、防衛力の抜本的強 防衛特別法人税 我が国を取り巻く安全保障環境 (仮称) の算定

特例の延長 企業版ふるさと納税の

防衛力強化の財源としての法

人税増税

納税) 方創生応援税制 拡大や地方への人材還流を促す地 て、地方への資金の流れの創出 産業の衰退等の課題への対策とし 地方の人口減少・ の適用期限が3年延長され (企業版ふるさと 過疎化や地域

ととなりました。

用に供した資産に適用)されるこ 27年3月31日までの間に事業の

です。

円程度までは課税されない見込み 人)の場合は課税所得2150万 限措置である中小企業投資促進税 積極的な設備投資を促すための時 企業者等の生産性の向上を図り、

税所得2400万円程度、

中小法

したがって中小法人の場合は課

人以外の普通法人(いわゆる大法

の適用期限が、

2年延長 (20

ます。 に開始する事業年度より適用され 防衛特別法人税 (仮称) 0) 各課

27

用状況の透明化等のための見直し 業に係るチェック機能の強化や活

れる可 公共団体 りであり、 行なわ 手続きの具体的内容は次 能 が、 れます。 性があります。 寄附先となる認定地方 現行よりも絞り込ま のとお

ら内閣総理大臣への報告が 寄附者が特定の法 附活用事業」を実施した認定 要となり、 応じて、 みである場合等、 理大臣に提出する 用事業を適切に実施してい 地方公共団体は、 「まち・ひと・しごと創生 名が公表される場合がある ことを確認した書面を内閣 認定地方公共団体か 寄附者である法 契約内容に 当該寄附活 人関係者の る 必

支出される特定寄附金について適 から2028年3月31日までに 制 一度は、 20 025年 ·4 月

 $\mathbf{H}$ 

用されます。

収益力強化設備 (B類型) の拡充措置 図表3

対象企業 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金額1億円以下の法人または協同組合等)※1 対象事業 • 主に製造業、小売業、卸売業、サービス業等が対象 (指定事業) ● 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業等の事業は対象外 特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること 適用要件① ① 経営強化法の認定 ② 投資利益率が年平均7%以上かつ経済産業大臣が定める要件(経営規模拡大要件)に適合し 適用要件② 確認を受けた投資計画に係る設備 ③ 本制度の対象となる設備の投資額の上限は60億円 ① 売上向上のための施策および設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること ② 基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること 経営規模 ③ 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤および組織基盤が整っていること 拡大要件 ④ 売上高100億円超および年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること ⑤ 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること 等 機械および装置(160万円以上) ● 工具(30万円以上) 対象設備 ● 器具備品(30万円以上) 建物および附属設備(合計額1000万円以上) ソフトウェア(70万円以上) ● 生産等設備を構成するものであること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと等 ● 事務用器具備品、本店・寄宿舎等に係る建物附属設備等、コインランドリー業の用に供する資産で その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの、暗号資産マイニング業の用に供する資産、 適用対象範囲 医療保健業を行なう事業者が取得等をするもの、発電の用に供する設備で主として電気の販売を 行なうためのものは対象外 確認者 経済産業局 【建物および附属設備】 ●特別償却を選択する場合……給与増加割合※22.5%以上:15%、給与増加割合5%以上:25% ● 税額控除を選択する場合……給与増加割合 2.5%以上: 1%、給与増加割合 5%以上: 2% 税制措置① ※3 【建物附属設備以外の設備】 ● 特別償却を選択する場合……即時償却(100%) ● 税額控除を選択する場合……10% (資本金3000万円超の中小企業者等の場合は 7%)

新リー 関連する税制改正 ス会計基準に

を含むすべての な整合性 けるオ 1] 企業会計基準委員会は、 ス会計基準につい ぺ 0 レ 観 汽点等 1 ij テ か イ なら、 シ ス取引 グ 借 て国際的 我が IJ 手側に Ì つ 玉 ス

9

月

ス 会計

基準)」

この新リ

表

0)

資産計

上

を 理

1]

て

オン

バ

ランス処

13日に公表しました。 スに関する会計基準 ス会計基準に追 等を20 原 則 . 貸借対照 とする 2 (新 リ 4 随 年 大きな変更がありませんでした。 お が、 る 税制 は、 (V 2025年度税制改正 ては税務 上場会社や会計監査 ース会計基準が適用され 改正が注目され Ë の取扱い ってい は

従来と 士大綱に

る

する法人は、

原

則として会計と税 ス会計基準を適

方、

新リ

ĺ

務との間に乖離が生じることとな

は影 0 会社 で、 など 響がありません。 多くの 部 未上場会社 0 企業に限 にお 5 れ ます 11

税制措置②

いました

適用期間 2027年3月31日まで ※1 同一の大規模法人が発行済株式等の2分の1以上を所有している会社、2以上の大規模法人が発行済株式等の3分の2以上を所有している会社、 適用事業年度前3年間の平均所得が15億円を超える法人を除く ※2 算式: (供用年度の雇用者給与等支給額ー供用年度の前事業年度の雇用者給与等支給額)/供用年度の前事業年度の雇用者給与等支給額

の割合を乗じて特別償却額または税額控除額を計算

当該計画の確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制および

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を受けることができない

※3 それぞれ取得価額に

2025年度税制改正大綱を元に筆者が作成

用

### 2025年度税制改正大綱におけるいわゆる年収103万円の壁に対する税制措置案 図表4

存口	改正前		改正後		
項目	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等	
給与所得控除	給与収入金額 103万円以下	55万円	給与収入金額 103万円以下	65万円	
基礎控除	本人の 合計所得金額 2400万円以下 2400万円超 2450万円以下 2450万円超 2500万円以下 2500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の 2350万円以下 2350万円以下 2350万円超 2400万円以 2400万円超 2450万円以 2450万円以 2500万円以 2500万円超	下 32万円	
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額 58万円以一	38万円	
配偶者 特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする 配偶者の合計所得金額 48万円超133万円以下	1万円~ 38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする 配偶者の合計所得金額 58万円超133万円以下	1万円~ 38万円	
扶養控除	扶養親族の合計所得金額 48万円以下	38万円~ 63万円	扶養親族の合計所得金額 58万円以下	38万円~ 63万円	
特定親族 特別控除 (仮称)			親族等*の 合計所得金額 58万円超 85万円以下 90万円超 95万円以下 90万円超 100万円以下 100万円超 105万円以下 105万円超 110万円以下 110万円超 115万円以下 115万円超 120万円以下 120万円超 123万円以下	63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円	
障害者控除	同一生計配偶者および扶養親族の 合計所得金額 48万円以下	27万円~ 75万円	同一生計配偶者および扶養親族の 合計所得金額 58万円以下	27万円~ 75万円	
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額 48万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額 58万円以下	27万円	
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額 48万円以下	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額 58万円以下	35万円	
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額 75万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額 85万円以下	27万円	
家内労働者等 の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	

後の所得税について適用されます

これらの税制は2025年分以

設されました (図表4)。

特定親族特別控除(仮称)

が創

についての新しい所得控除である 調整対策として大学生年代の子等 の見直しを行なうとともに、

※ 本人が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および青色事業専従者等を除き、 合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないもの

改正された箇所

物

価上昇に伴う税負担の調整

0

2025年度税制改正大綱を元に筆者が作成

点から、

所得税の基礎控除等

いわゆる年収103万円の

壁

必要があります。 とされています。 党協議や、 が行なわれる見通しで、 すると見込まれます。 整の業務担当者の事務負担が増 項目が新たに増えるため、 の年末調整においては、 年分の年末調整で適用されること 対象となる給与所得者は2025 また、103万円の壁につ したがって、2025年分以降 特定親族特別控除(仮称) 国民民主党の三党による協議 引き続き自 国会の議論を注視する 由民主党、 今後の三 所得控除 年末調 公明 l,

加

7

制適用となります。

物価上昇時の税負担と

# 就業調整への対応

29

0

新リース会計基準は2025年

4月1日以後に開始する連結会計

において調整を実施する必要があ

との不一

致につい

税務申告書

る

ので、

会計処理と税法上の処理 て、

ります。

期 4月1日以後に開始する連結会計 適用が可能であり、 20 27年

年度および事業年度の期首

から早

年度および事業年度の期首から強